**第 1- 4条　障害者権利条約(CRPD)の目的、定義、原則および一般的義務の指標例**

**（JD仮訳）**

**特質**

* 条約、選択議定書、法的調和
* 制度枠組みと政策の策定
* 障害のある人の参加

**構造指標**

**1/4.1**条約について、以下のことがないか、あっても撤回していること：

・CRPDの批准または加盟時の留保

・条項に関する、CRPDの目的に沿わない解釈宣言

**1/4.2** CRPDの選択議定書の批准をすること

**1/4.3** CRPDを国内法制に組み込むため、および／または裁判所がCRPDを直接適用でき、執行できるようにするため、適切な措置を講じること[[1]](#endnote-1)

**1/4.4** CRPDの目的、定義、原則および一般的義務に沿った障害のある人の権利に関する法律が制定されていること[[2]](#endnote-2)

**1/4.5** CRPDに沿って国内法を整合させるための国家計画・戦略があること[[3]](#endnote-3)

**1/4.6** 時間枠、具体的な指標と目標水準（ベンチマーク）、障害別のデータ収集と集計、資源配分を含む条約実施のための国家行動計画／戦略の採択[[4]](#endnote-4)

**1/4.7** 条約の実施に向けて、障害のある人の権利を主流化するのに十分な権限を持つ、政府内の1つ以上の連絡先（政府のすべての支局やレベル、すべての省庁など）を法的に任命すること（33.1に同じ）

**1/4.8** 条約の国内実施を推進し、その主流化と実施を確実にするため、多様な部門やレベルでの関連行動を促進するための政府内の明確な構造、権限、指導力、十分な権威をもった調整機構を法的に任命すること（33.2に同じ）

**1/4.9**条約を実施するための法律や政策の策定と実施に、すべての障害のある人とその代表組織が関与するための、インクルーシブでアクセスが簡単な手続きとメカニズムを確立する、法律または規則上の規定（類似 33.8）[[5]](#endnote-5)

**1/4.10** 障害のある人を含めた結社の自由の権利について制定された法律。特に、とりわけ反対意見を表明する際の脅迫、嫌がらせ、報復からの保護を含め、障害のある人の組織の発展を支援するもの（29に同じ）

**1/4.11** 条約を実施するための立法および政策の開発および実施に参加する障害者団体の発展および強化を財政的に支援するために、国家予算からの助成金を義務付ける法的規定[[6]](#endnote-6)（類似33.9)

**プロセス指標**

**1/4.12** 障害のある人の評価・認定制度は、CRPDと整合性があり、無料で、都市部や農村部、遠隔地を含むすべての障害のある人が利用しやすいものでなければならないこと[[7]](#endnote-7)

**1/4.13** すべての障害のある人の経済的、社会的、文化的権利の実現のために配分された全予算。政策分野別および資金源別に集計。

**1/4.14** 参加型調査や障害のある人との共同調査、当事者主体の研究を含む以下の研究開発を実施または促進するための予算：

・ユニバーサルデザインの商品、サービス、設備、施設

・情報通信技術、移動補助具、装置、支援技術を含む新技術で、手頃な価格のものを優先すること

**1/4.15** 市民社会組織（協会、財団など）の登録制度を、シンプルで柔軟性があり、迅速性があり、アクセス可能で、わずらわしくなく（もしくは対応可能な程度）、かつ／または無料とするための規制と対策（29.23に同じ）

**1/4.16** 障害者団体の能力強化のために、また条約に沿った立法・政策の策定と実施への参加を確保するために、障害者団体の間で配分され、割り当てられた予算（国際協力からの資源を含む）（類似33.17）

**1/4.17** 障害者組織の能力強化のために国が資金提供した能力開発活動の数（類似33.19)

**1/4.18** 協議プロセスに関与する公務員で、非差別や合理的配慮の提供、アクセスが簡単な情報提供やコミュニケーションを含む人権に基づいた障害へのアプローチに関する研修を受けた者の数

**1/4.19** CRPDおよびその選択議定書、CRPD委員会による一般的意見の普及を含め、CRPDの下での障害のある人の権利について、障害のある人、その家族、国および地域レベルの公的機関の政策立案者、および一般市民に周知し、促進するための意識啓発キャンペーン及び活動

**1/4.20** 合理的配慮、手続き的配慮およびユニバーサルデザインを含む障害のある人の権利に関する研修を受けた公的機関のスタッフ（国家から地方自治体レベルまで）、国会議員および職員、および関連専門職（裁判官、法執行官、医療専門職、教師等）の数と割合[[8]](#endnote-8)

**1/4.21** CRPD の下での障害のある人の権利に関連する法律の設計や実施および監視、規制、政策、プログラム、研究、研修に、その代表組織を通じての関与を含め、障害のある子ども、若者、成人が積極的に関与することを確保するために実施された協議プロセス[[9]](#endnote-9)。テーマ別・地理的位置別に集計。

**1/4.22** CRPDの規定への違反を主張する苦情で受理されたもののうち、調査および裁定を受けたものの割合、申立人に有利な裁定を受けた苦情の割合、および後者のうち政府および/または義務負担者（例：私立学校）が裁定に従った割合。それぞれ苦情解決の制度別に集計。

**成果指標**

**1/4.23** CRPDの規定に対する留保および／または解釈宣言の残存数

**1/4.24** CRPDの原則や規定に沿った障害のある人の権利に関する国内高等裁判所の司法判断の年間件数

**1/4.25** CRPD及びその規定との調和を図るために改革された関連法制の数。テーマ別に集計。

**1/4.26** 障害評価を受け、障害認定を受けた障害のある人[[10]](#endnote-10)の人数およびその統計的な推計人数との比較

**1/4.27** 国の資金提供を受けている研究プロジェクトのうち、参加型調査や障害のある人との共同調査、または当事者主体の研究としての特徴をもつ、次のいずれかのプロジェクト数：

・ユニバーサルデザインの商品、サービス、設備、施設

・情報通信技術、移動補助具、装置、支援技術などを含む新技術

**1/4.28** CRPDの実施に向けた協議プロセスに参加している障害者団体の数と割合。障害者団体の種類[[11]](#endnote-11)、障害のある人の中でどのような人を代表しているか、および地理的位置別に集計。

**1/4.29** 障害者団体の関与する協議プロセス/活動の数と割合。障害者団体の種類および障害のある人の中でどのような人を代表しているか別に集計。

**1/4.30** 国の資金援助による、または国が提供する能力開発活動の恩恵を受けている障害のある人および組織の数。性別、年齢、障害、地理的位置別に集計。

**1/4.31** 意思決定がインクルーシブでかつ対応的(responsive)であると考える人口の割合。性別、年齢、障害、人口グループ別に集計（SDGs指標16.7.2）（29.32に同じ）。

**付属資料**

（翻訳・佐藤久夫、藤原早織）

1. 適切な措置は、その法的慣習によって異なる。国際的な人権法の批准をするのみでそれが国内の法秩序に組み込まれ、直接適用する上で十分であるケースもある一方で、国内法を制定することが必須のステップであるケースもある。これに関連して、条約の自国語への公式翻訳が利用でき、条約の文言と意味を完全に尊重していなければならない。 [↑](#endnote-ref-1)
2. そのような法律は、以下のようなものでなければならない。

・法律や政策に障害の人権モデルを完全に盛り込み、慈善モデルや医学モデルの排除を追求する。

・条約第 1 条に沿った障害者の概念を組み込み、性別、年齢、信仰、人種、性同一性または性的指向、マイノリティーに属すること、先住民族であること、移住者またはその他の地位にかかわらず、また、自閉症や色素欠乏症、HIVやその他の慢性疾患を抱えている、事実上、あるいはそのように解釈される可能性のあるメンタルヘルスの障害を含めたすべての障害のある人を権利所有者として認める。

・条約第2条および第3条に規定されている定義および原則を再確認する。

・障害のある人を、障害を理由とするあらゆる形態の差別から確実に保護するとともに、障害以外の理由による差別から他の人と平等に確実に保護すること。また、合理的配慮の拒否は障害に基づく差別に相当することを認識すること。

・障害のある人に対する差別につながる既存の法律、規制、慣習および慣行の修正または廃止を要求する。

・公務員や公的機関が条約の目的や原則、規定に反する行為や慣行に関与することを禁止し、行政機関や公的機関が条約に準拠して行動することを保証する。

・民間企業での障害を理由とする差別を一般的に禁止するとともに、特に雇用、教育、保健、住居、一般市民へサービスや施設利用における差別を禁止する。

・国のデータ収集の取り組み（国勢調査、実態調査、行政データシステム）に障害のある人が含まれていることを確実にし、すべての関連データを、障害をどのように分類し識別したかを含め「障害別」に集計することを保証する。（FAQ参照）

・障害のある人を表す軽蔑的な用語の使用を防止し、廃止する。

・障害のある人の権利を侵害したり、保護をする法令遵守に違反した場合の効果的な救済措置や、公的なもしくは個人の加害者への適切な制裁措置を確保する。

・条約および障害のある人の権利の実施の手段として、主要な機能障害の予防を目的とした政策に言及しない。

・障害のある人の代表組織を通じたものを含め、障害のある人の積極的な関与による緊密な協議のためのプロセスを制定する。（注釈ⅴ参照） [↑](#endnote-ref-2)
3. そのような計画は、次のことを確保しなければならない。

・すべての立法および行動計画において、CRPD の観点にうたわれている障害に対する人権に基づくアプローチを主流化する。

・障害のある人に対する差別を構成する既存の法律、規制、慣習、慣行を改正または廃止する。

・条約の原則と規定に矛盾する行為や慣行に関与することを禁止し、公的機関や制度がそれらに準拠して行動することを確保する。

・障害のある人を示す軽蔑的な用語を廃止する。

・障害のある人の代表組織を通じたものを含め、障害のある人と緊密に協議し、障害のある人を積極的に関与させる。 [↑](#endnote-ref-3)
4. これには、次のような措置が含まれなければならない。

・一般的な政策において、CRPDにうたわれている障害への人権に基づくアプローチの主流化を確保し、必要に応じ障害に固有の措置を含める。

・女性、子ども、高齢の障害のある人に関連した規定を明示的に組み込み、障害のある人の多重的で交差するアイデンティティーを認識する。

・予算と支出を追跡するために障害に関する標識(marker)を採用し、適切な予算配分を確保する。

・ユニバーサルデザインの商品、サービス、設備、施設の研究開発を実施または促進する。

・情報通信技術、移動補助具、装置、支援技術などの新技術の研究開発を、手頃な価格のものを優先して実施または促進する。

・新しい技術を含む移動補助具、装置、支援技術その他の形態の支援、支援サービス、施設について障害のある人が利用しやすい情報を提供する。

・CRPD で認められている権利について、障害のある人と一緒に働く政策立案者や専門職、スタッフに対して、障害の専門知識や経験をもつ障害のある人の関与する研修や能力開発を実施する。

・代表組織を通じてのものを含め、障害のある人との緊密な協議と積極的な関与を確保する。 [↑](#endnote-ref-4)
5. このような規定は、次のことを保証しなければならない。

・協議プロセスの仕組みと情報が、すべての障害のある人がアクセス可能な形式で利用可能である。

・協議の仕組みは、障害のある人の組織がメンバーとの協議の内部プロセスを実施し、その意見を準備するための明確かつ十分な時間枠を提供することで、有意義な参加を可能にするものである。

・協議の仕組みとプロセスは、女性、子ども、高齢者、難民・亡命者、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、心理社会的・知的障害、聴覚障害、視覚障害、HIV/エイズのある人、農村地域に住む人、高度な支援を必要とする人など、障害のある人のすべての構成員と背景を包括的に含んでいる。

・障害のある人との協議および積極的な関与(代表組織を通じた協議・関与を含む)のための仕組み。この仕組みで取り上げる事項は、条約の実施および／または監視に関わる全ての事項、および障害のある人またはその構成員に影響を与えるその他のすべての事項である。そしてその事項に直接影響を受けている構成員のもとに直接出向き、その意見を優先的に扱う。

・意思決定者は、このような協議の結果を考慮し、採択される決定に反映させる。 [↑](#endnote-ref-5)
6. 特に、知的障害のある人、心理社会的障害のある人、障害のある女性、障害のある子どもの組織の発展を支援することに注意を払うべきである。資金計画は、障害者団体の権利擁護方針を決定する上で、障害者団体の独立性を損なうものであってはならず、また、国際連合の人権の仕組みに関与する自由を損なうものであってはならない。 [↑](#endnote-ref-6)
7. そのような制度は、次のようなものでなければならない。

・その人のニーズ、意志、好みを評価する。

・障壁の除去と障害のある人の社会への完全かつ効果的な参加の促進に焦点を当てる。 [↑](#endnote-ref-7)
8. 研修は、対象となるグループに合わせて行われるべきであり、常に次のことを含むべきである：障害に対する人権に基づくアプローチ、無差別、合理的配慮の規定、ユニバーサルデザイン、アクセスしやすいこと（アクセスが簡単な情報とコミュニケーションを含む）、障害者とその代表組織との協議と積極的な関与の義務。 [↑](#endnote-ref-8)
9. この指標では、障害のある人に直接または間接的に影響を与える問題に関する意思決定プロセスに障害のある人を参加させるために、CRPD第4条3およびCRPD委員会の一般的意見7号に沿って公的機関が行った具体的な活動を検証する必要がある。この活動には協議の会合、技術的説明会、オンラインの意見調査、法・政策案への意見募集などの参加手法が含まれる。この点に関しては、締約国は次の責務がある。

・協議プロセスの透明性とアクセスが簡単であることを保証する。

・適切でアクセス可能な情報の提供を保証する。

・情報を保留したり、障害者団体が自由に意見を表明することを妨げたり、条件をつけたりしてはならない。

・登録されている組織と登録されていない組織の両方を含める。

・早期かつ継続的な参加を保証する。

・参加者の関連費用をカバーする。 [↑](#endnote-ref-9)
10. CRPD に適合した障害評価・認定制度の下の行政データに基づく。 [↑](#endnote-ref-10)
11. 障害のある女性、障害のある子ども、障害のある若者や先住民族で障害のある人といった取り上げられることの少ないグループの団体に関する情報を明示的に含めること。CRPD第4条(3)および第33条(3)に関するCRPD委員会の一般的意見7号を参照のこと。 [↑](#endnote-ref-11)